

I 共感寄付とは、こんなしくみです

「共感寄付」では、兵庫県内のNPO・市民活動団体の優れた活動を紹介し、皆さまから頂いた「寄付」によって、地域の課題を解決していく。そんなしくみです。

信頼のできる活動か**選考**を行っています。

兵庫県内の活動を広く公募し、応募があった事業を、有識者(下記)からなる選考委員会によって選考します。
ご紹介する事業は厳しい選考を通過した、皆様のご寄付を有効に活用できると判断した団体ばかりです。



共感寄付選考委員会※

選考委員長：日本政策金融公庫神戸支店
神戸創業支援センター所長 青木 伸也 氏

株式会社 神戸新聞社
論説委員 勝沼 直子 氏

特定非営利活動法人 しゃらく
理事 小嶋 新 氏

司法書士島田雄三事務所
所長 島田 雄三 氏

公益財団法人 神戸YMC A
総主事 水野 雄二 氏

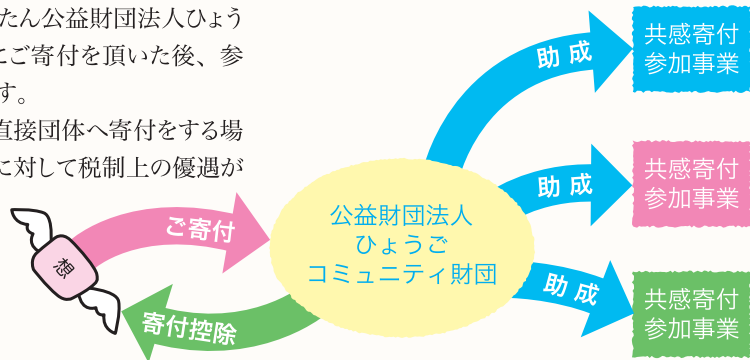
兵庫県 企画県民部
県民生活局長 柳瀬 厚子 氏

生活協同組合 コープこうべ
常勤理事 山添 令子 氏

※応募団体の役員を務める委員は、選考から外れています。

ご寄付に対して**税制上の優遇**があります。

共感寄付では、いったん公益財団法人ひょうごコミュニティ財団にご寄付を頂いた後、参加事業へ助成をします。
この形をとることで、直接団体へ寄付をする場合と異なり、ご寄付に対して税制上の優遇がつけます。



- ▶税制上の優遇についての詳しい情報は、P5をご覧ください。
- ▶ご寄付の方法については、P28をご覧ください。

活動の成果を**ご報告**します。

頂いたご寄付をどう活用し、どのような成果が得られたのか、共感寄付ホームページ／報告会にて、ご報告いたします。

※今回ご寄付を募る事業の実施期間は
2015 年 4 月 1 日～2016 年 3 月 31 日です。



※写真は昨年（運営は認定 NPO 法人
市民活動センター神戸）の報告会の様子。

※寄付金は、寄付者のご意見を最大限に尊重し、活動を実施する団体に必要な運営費（寄付額の 15%）を除き助成金として交付します。

※寄付金は、寄付者のご意思を最大限に尊重し、各団体に助成金として交付しますが、最終的な金額決定は公益財団法人ひょうごコミュニティ財団にお任せいただきます。

※ご寄付いただいた事業の最終寄付金額が寄付目標金額の 10% 未満だった場合は、事業の実施が困難であるため、共感寄付プログラム全体へのご寄付として扱わせていただきます。

I ご寄付への**税の優遇**について

共感寄付へのご寄付は、公益財団法人への寄付となるため、税制上の優遇があります。
概要は下記の通りです。
詳細は共感寄付のホームページ(<http://hyogo.communityfund.jp/kyokan/>)をご確認ください。

個人が寄付される場合

税制優遇を受けるには確定申告が必要です。

所得税からの控除

ご寄付額の一部が確定申告により還付されます。
2つの方式のうち、どちらかメリットの大きい方を選択できます。

税額控除方式

下記金額が納税額から控除されます。

(寄付額 - 2,000 円) × 40%

※還付額は所得税額の 25% が限度です。
※どちらの方式も、控除が適用される寄付金額は総所得額の 40% が限度です。

所得控除方式

「所得」から控除されます。
税率が高い方にメリットがあります。

住民税からの控除

神戸市内にお住まいの方

寄付金のうち2,000円を超える額の 6% が、個人住民税から控除されます。

その他の地域にお住まいの方

地域ごとに多少の違いがあります。
詳しくは当財団までお問い合わせください。

神戸市内にお住まいの場合の計算例

所得税率 20% の方（課税所得 330 万円超～695 万円以下）が、年間 3 万円を寄付された場合。

税額控除方式 ※税率に関係せず一定です。
(30,000 円 - 2,000 円) × (40% + 6%) = 12,880 円

所得控除方式 ※税率に応じて還付額が変わります。
(30,000 円 - 2,000 円) × (20% + 6%) = 7,280 円

法人が寄付される場合

一般寄付金の損金算入限度額とは別に、
特別損金算入限度額の範囲内で損金参入が認められます。

一般寄付金の損金算入限度額
(資本金等の額 × 0.25% + 所得金額 × 2.5%) × 1/4

+

特別損金算入限度額
(資本金等の額 × 0.375% + 所得金額 × 6.25%) × 1/2
※公益財団法人や認定 NPO 法人への寄付について、
追加で認められる損金枠です。

※計算例等は、共感寄付のホームページをご覧ください。

相続・遺贈によるご寄付の場合

相続財産の寄付は「非課税」になります。

※詳細は、弊財団にお問い合わせください。

領収書の発行について

寄付金控除等の税制優遇を受ける場合は、当財団が発行する領収書を添付した確定申告（個人の場合）が必要となります。大切に保管くださいますようお願いいたします。

※領収書の再発行は行えません。ご了承下さい。

※クレジットカードによる寄付は、公益財団法人ひょうごコミュニティ財団に入金されるまでに 2～3 ヶ月かかります。当法人への入金日が領収書の日付となりますので、ご注意ください。